

## 議案第42号

高幡西部特別養護老人ホーム組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき下記のとおり高幡西部特別養護老人ホーム組合規約を変更する協議を行うことについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和元年6月5日 提出

四万十町長 中尾 博憲

### 記

高幡西部特別養護老人ホーム組合規約を変更する規約

高幡西部特別養護老人ホーム組合規約を次のように変更する。

第12条の次に次の4条を加える。

（組合の解散）

第12条の2 組合を存続する必要がなくなった場合は、関係町が議会の議決を経てする協議により組合を解散することができる。

（解散に伴う財産処分）

第12条の3 組合を解散する場合は、財産を処分するものとし、その配分方法等については、関係町が議会の議決を経てする協議をもって定める。

（解散に伴う事務の承継）

第12条の4 解散に伴い事務を承継する町は、前条の規定を準用し定める。

（決算の審査及び認定）

第12条の5 解散後の決算の審査及び認定は、前条の規定に基づき事務を承継する町において行う。

附 則

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。